

# ツシマウラボシシジミ 保護増殖事業計画の策定について

平成29年8月23日(水)

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会・  
鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会合同会議  
於：中央合同庁舎5号館 環境省第1会議室

# 背景

- ツシマウラボシシジミは、日本では長崎県対馬市のみ、国外では台湾、中国、ベトナムなどに分布する絶滅危惧種
- 1990年代までは対馬の上島では普通に見られたが、2000年代にシカなどの影響により食草が減少したことで個体数が激減し、平成25年度の調査では、野外で唯一確認の生息地において個体が確認されなかった。
- 環境省では、平成26年度から3カ年で、生息域外保全推進モデル事業を実施。
- 平成29年1月に国内希少野生動物種に指定



# ツシマウラボシシジミの概要

- 種名**：ツシマウラボシシジミ *Pithecops fulgens tsushimanus*
- 規制**：国内希少野生動植物種（H29.1指定）  
対馬市天然記念物（H17.5指定）
- R L**：絶滅危惧 I A類（CR）  
※R L 2017においてV U→CRにアップリスト
- 開長**：22～30mm
- 分布**：長崎県対馬
- 生息環境**：沢沿いのスギ植林地や広葉樹林の林床
- 食性**：マメ科のヌスビトハギやケヤブハギなど
- 繁殖**：年4～5回  
成虫は5～10月に発生
- 寿命**：非越冬世代1.5～2ヶ月、  
越冬世代は約7～8ヶ月
- 影響要因**：シカによる食草の食害、  
樹木の生長に伴う林冠の  
閉鎖などの生息環境の悪化



# 影響を脅かす要因

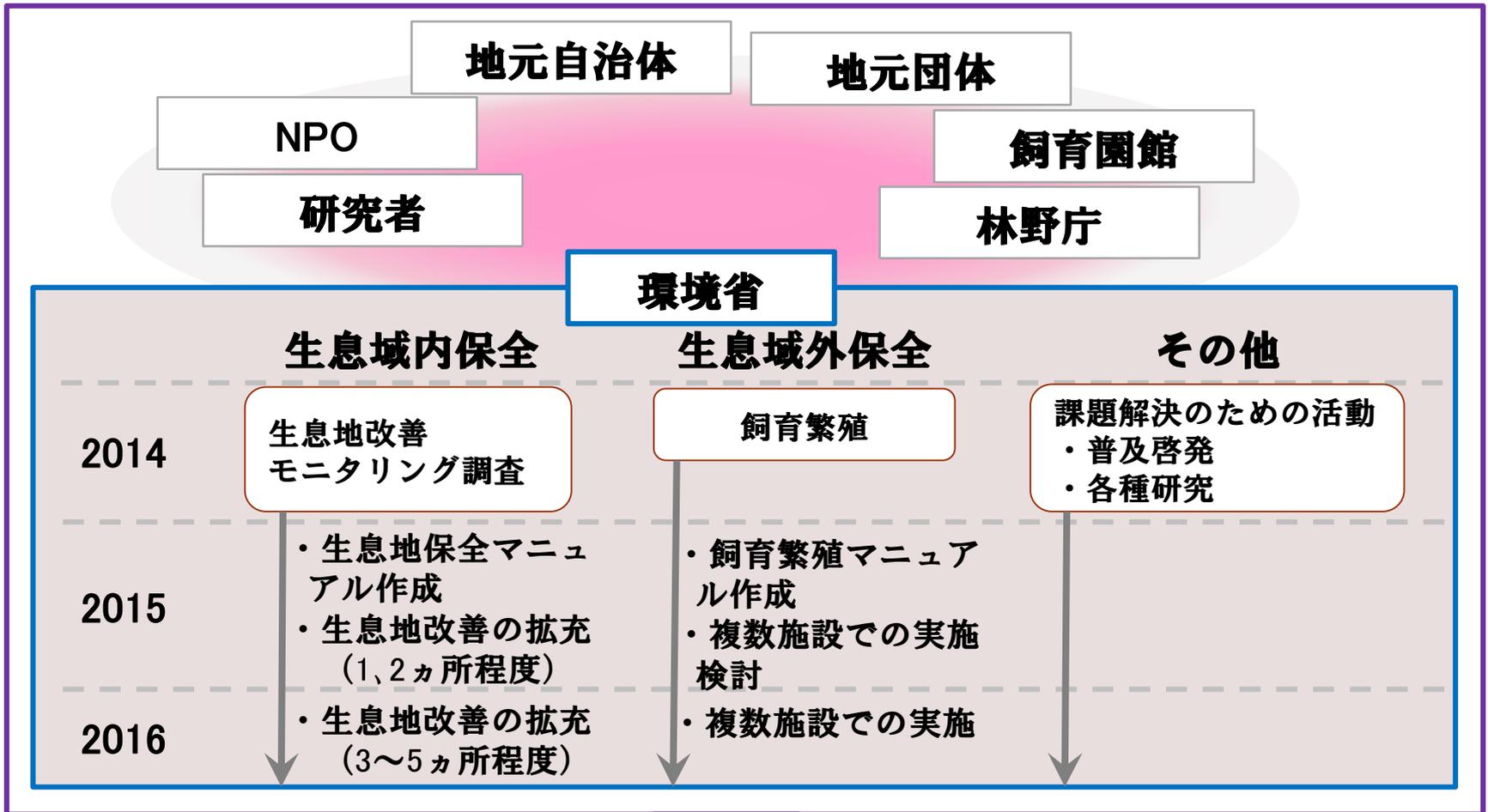
## シカによる食草の食害



## 林冠の閉鎖



# 環境省生息域外保全推進モデル事業



**保護増殖事業**

# 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種

国内希少野生動植物種(208種) ※H29.7.1現在

## 個体等の取扱の規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、  
輸出入の禁止(法第15条) 等

## 生息地等保護区の指定(法第36条)

工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要  
立入制限地区の指定も可能

## 保護増殖事業による保全

◆保護増殖事業計画(法第45条)

↓ (環境省及び関係省庁が作成)

◆保護増殖事業の実施

(国、地方公共団体、民間等により推進)

# 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種 保護増殖事業計画

## ■ 保護増殖事業計画の策定について(法第45条)

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。

# 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種 保護増殖事業の対象の要件

## ■希少野生動植物種保存基本方針(抄)

### 第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

#### 1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

# 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種 保護増殖事業計画

## ■ 保護増殖事業計画(63種)

国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進  
その生息地又は生育地の整備  
その他国内希少野生動植物種の保存

環境省だけではなく、関係省庁も共同策定できる  
国以外でも、環境大臣の認定を受ければ事業が実施できる



トキ

ミヤコタナゴ



ツシマヤマネコ

# ツシマウラボシ保護増殖事業計画（案）

共同策定省庁	環境省、農林水産省
第1 事業の目標	自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする
第2 事業の区域	長崎県対馬市における各種の生息地（かつての生息地を含む）並びに飼育、人工繁殖等を行う区域
第3 事業の内容 （項目）	1 生息状況等の把握（生息状況調査、影響要因の把握等）
	2 生息地における生息環境の維持及び改善 （森林環境の維持及び回復、食草の植栽）
	3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施 （飼育下繁殖と野生復帰（補強）の実施、飼育下繁殖技術の向上等）
	4 生息地における違法な捕獲の防止 （監視や法規制に関する普及啓発等）
	5 普及啓発の推進
	6 効果的な事業の推進のための連携の確保

# 保護増殖事業計画（案）の概要①

## 1 生息状況等の把握

### (1) 生息状況の調査及びモニタリング

- 生息域、生息密度等の生息状況の把握、生物学的特性の把握

### (2) 生息環境の調査及びモニタリング

- 植生、地形、気象等のモニタリング
- ヌスビトハギ、ケヤブハギ等の生育、開花状況等
- ツシマジカの分布状況等

### (3) 要因の把握及び影響のモニタリング

- 各種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握

# 1. 生息状況等の把握

## 生息状況調査



## 生息環境調査



# 保護増殖事業計画（案）の概要②

## 2 生息地における生息環境の維持及び改善

### (1) 森林環境の維持及び回復

- 人工林の適正な森林整備の推進

### (2) 食草の保護及び植栽

- ツシマジカの侵入防止対策
- 食草の植栽

## 2. 生息環境の維持及び改善



防鹿柵の設置（左：環境省、右：対馬市）



立木の伐採、落葉の除去



食草（ヌスビトハギなど）の植栽

# 保護増殖事業計画（案）の概要③

## 3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

- 野生個体群の回復を図るための野生復帰（補強）の実施
- 飼育下における科学的知見の収集、技術の向上

### 飼育下繁殖実施場所



写真：足立区生物園

足立区生物園



写真：長崎バイオパーク

長崎バイオパーク



写真：対馬市



対馬市

# 3. 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

## 飼育下繁殖



## 野生復帰

